

「さいたま市次期総合振興計画の在り方に関する決議」への対応について

参考資料 2 - 1

項目	意見	対応	ページ
<p>1 計画の全体像</p>	<p>(1) 次期計画の構成については、基本理念や将来都市像など、現在の基本構想に相当する事項を分かりやすく丁寧に記述すること。</p>	<p>第1部「新たな都市づくりに向けて」を、長期ビジョンとして新たに設け、第1章第2節「さいたま市のこれまでの歩み」の記載や、第3節「将来都市像」を改訂するなど全体を整理しました。 <詳細は別紙比較表のとおり></p> <p>【長期ビジョンに相当する部分】 第1部 新たな都市づくりに向けて</p> <p>第1章 都市づくりの目標 第1節 計画策定の目的 第2節 さいたま市のこれまでの歩み 第3節 将来都市像 第4節 都市づくりの基本理念</p> <p>第2章 人口と財政の状況 第1節 人口と世帯 第2節 目指すべき将来の方向と人口の将来展望 第3節 財政状況</p> <p>第3章 将来都市構造 第1節 将来都市構造の基本体な考え方 第2節 将来都市構造を構成する要素 第3節 土地利用の基本方針</p>	<p>1～40</p>
	<p>(2) さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの総合振興計画に類似する計画を可能な限り次期計画と統合するなど、市の行政計画の体系を簡素化し、事務の効率化を図ること。</p>	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第2部「計画の構成と推進」第3章「重点戦略」と一体化しました。それ以外の基本的計画については、実施計画の策定と併せて検討します。</p>	<p>82～100</p>
	<p>(3) 行政運営の中長期的な安定性と一貫性を確保する一方で、社会経済情勢の激しい変化にも対応可能なものとするため、計画期間については、市長任期に合わせるなど、前例に捉わられることなく柔軟に対応すること。</p>	<p>第2部第1章第2節「計画の構成と期間」について、以下の記述を追加しました。</p> <p><u>計画期間の中間年度や社会経済状況の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。</u></p>	<p>43</p>

項目	意見	対応	ページ
2 各分野の政策と施策	(1) 人権の分野については、セクシャルハラスメント・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに対する防止策を盛り込むこと。	<p>第3部「各分野の政策と施策」第1章第2節「人権尊重社会の実現」の「現状と課題」の4つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>また、<u>健康や求職、ハラスメントに関する相談など、相談内容も多岐にわたっていることから</u>、総合的な対策を講じる必要があります。</p>	106
	(2) 環境の分野については、市が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確に示すため、市独自の対策を盛り込むこと。	<p>第3部第2章第1節「地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現」の施策（1）の2つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーなどの<u>普及を促進するとともに、公共施設への積極的な導入を進めます。</u></p>	110
	(3) 教育の分野については、子どもの貧困対策や教職員の資質・能力の向上を図るための施策を盛り込むこと。あわせて、生涯にわたり質の高い学びの機会を提供できるよう、ハード・ソフト両面からの環境整備に関する施策を盛り込むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・第3部第7章第1節「子ども・子育てを支える都市の実現」の「現状と課題」の8つ目の▶について、以下のとおり修正しました。 ▶ <u>子どもを取り巻く環境が常に変化する中、子どもが抱える課題はますます複合化・複雑化してきています。経済的困窮、教育や経験の機会の喪失等が社会との関係性を喪失させ、子どもの健やかな育ちと自立を困難にしています。そのため、福祉部門を始め、教育や保健部門等の様々な関係機関による連携、重層的な支援を図る必要があります。</u> ・第3部第4章第1節「人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進」の施策（5）「『未来を拓くさいたま教育』推進のための基盤整備」において、教職員の資質・能力の向上について取り組んでまいります。 また、施策（3）「人生100年時代を輝き続ける力の育成」において、生涯教育のハード・ソフトの充実に取り組んでまいります。 	139 124・125

項目	意見	対応	ページ
2 各分野の政策と施策	(4) 地域医療の分野については、新型インフルエンザ等の感染症への適切な対応や感染拡大防止策を盛り込むこと。	<p>・第3部第6章第3節「安心して暮らせる地域医療体制の実現」の施策(1)の1つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 市民の暮らしの安心・安全を確保するため、地域のかかりつけ医(診療所)と病院との機能分担による連携を強化するなど、地域医療体制の充実を図ります。<u>また、感染症に関する予防対策の普及啓発や医療・検査体制の整備を行います。</u></p> <p>・第3部第5章第1節「安全・安心に暮らせる生活環境の形成」の「現状と課題」の4つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 食中毒や生活衛生関係営業施設に由来する感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。</p>	137
	(5) 高齢者福祉の分野については、人生100年時代にあって、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を生かして活躍し続けられるよう、生涯現役社会の実現といった施策の方向性を示し、就労やボランティア等のセカンドライフ支援に関する施策を盛り込むこと。	<p>第6章第1節の標題について、以下のとおり修正しました。</p> <p>誰もが安心して長生きして暮らせる地域共生社会の実現</p> <p>施策展開(1)1つめの▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>高齢者の生活機能の低下や重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めるほか、高齢者が元気に活躍できるよう、セカンドライフの充実に向けた取組を進めます。</p>	132

項目	意見	対応	ページ
2 各分野の政策と施策	(5) あわせて、障害者福祉の分野については、全国の政令指定都市に先駆けて、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を制定したことにも言及し、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策を盛り込むこと。	<p>第3部第6章第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の「現状と課題」の2つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 障害に対する差別や偏見を無くし、障害のある人が不当な制約を受けることがないように、障害に対する正しい理解を促進するとともに、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（通称：ノーマライゼーション条例）」の理念の普及啓発を推進することが必要となります。</p>	134
	また、これらの分野のみならず、支援を必要とする全ての人に対して適切な支援が行き届くよう、必要な福祉に関する施策を盛り込むこと。	<p>第3部第6章第2節の施策（2）について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 様々な福祉の課題を抱える市民の相談を受け止め、活用可能な福祉制度を案内するほか、必要な相談支援機関につなげる仕組みづくりを行うとともに、生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。</p>	135
	(6) 子ども・子育て支援の分野については、女性や若者の活躍支援に関する施策を盛り込むこと。 あわせて、保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた施策を盛り込むこと。	<p>第3部第7章第1節「子ども・子育てを支える都市の実現」の施策（2）の1つ目の▶及び3つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶ 全ての家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備を中心に多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。</p> <p>▶ 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組めます。</p>	140

項目	意見	対応	ページ
<p style="text-align: center;">2 各分野の政策と施策</p>	<p>(7) 都市インフラの分野については、コンパクトなまちの形成に関する施策を推進することにより、周辺の地域が衰退することのないよう、均衡の取れたまちづくりに関する施策を盛り込むこと。あわせて、公共交通網や道路網の整備の遅れを課題として捉え、その対策を盛り込むこと。</p>	<p>第1部第3章に第1節「将来都市構造の基本的な考え方」について、次のとおり新たな記述を追加しました。</p> <p><u>3 将来都市構造の実現に向けて</u> <u>地域の特性を生かした都市づくりを進める中で、都市機能を集積するとともに、引き続き、市街地の拡大を抑制しつつ、河川や緑地等の豊かな自然環境の保全・活用に取り組むことで、市街地と自然環境がバランスよく配置された都市構造を維持していきます。</u> <u>都市づくりに当たっては、市街地における必要な都市機能の集積を図るとともに、これまでに都市基盤の整備を進めてきた地域等においては、まちづくりの主体となる住民・事業主・地権者等の多様な関係者と連携・協働し、エリアマネジメントの取組や公共施設・公有地の活用などにより、既存のストックを生かし「そだてる」（魅力・価値を向上させる）取組を推進していきます。</u> <u>また、拠点となる市街地間をネットワークで接続することなどにより、市民生活に必要な機能を公共交通機関や自転車、徒歩による移動で享受できる生活環境を創出していきます。さらに、東日本地域の各都市等との広域的なネットワークを強化することにより、各地からヒト・モノ・情報が集まり対流する、東日本の中枢としての地位の確立を目指します。</u></p>	<p style="text-align: center;">32</p>
	<p>(8) 経済・産業の分野については、東日本連携による経済活動の促進等の効果が市のみならず東日本地域の各都市にも波及するよう、市が率先してこの施策に取り組む姿勢を示すこと。</p>	<p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検討の中で整理し、第2部第3章第2節「まち・ひと・しごと創生との関係」について、次のとおり新たな記述を追加しました。</p> <p><u>さらに、本市及び東日本各地のヒト・モノ・情報の双方向の活発な流れを促進することにより、本市だけでなく東日本各地の「関係人口」が創出・拡大され、地域外の多様な人材が地域づくりに参画することで、担い手不足という課題の解決を目指します。</u></p>	<p style="text-align: center;">85</p>

項目	意見	対応	ページ
<p>2 各分野の政策と施策</p>	<p>(8) あわせて、都市農業の強みを生かしつつ、アグリツーリズムの推進や個人農家に対する支援など、積極的かつ実効的な農業施策を盛り込むこと。</p>	<p>第3部第11章第3節の標題と「現状と課題」の1つ目の▶について、以下のとおり修正しました。</p> <p>第3節 持続可能で魅力ある都市農業の振興 ▶ 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足が進み、依然として厳しい状況にあります。一方で、首都圏の中でも東京という大消費地に近接しているという特長を生かし、付加価値の高い都市農業を振興していくことが求められています。</p> <p>「目指す方向性」について、以下のとおり修正しました。</p> <p>農業の多面的な機能を重視しながら、農業環境の整備や農地の保全を図るとともに、地産地消の推進や付加価値の形成を通じて、都市農業の活性化に取り組めます。</p> <p>施策（1）について、以下のとおり修正しました。</p> <p>(1) 持続可能で魅力ある都市農業の確立 ▶ 地産地消の推進に向け、新鮮で安全・安心な農産物の供給を支援するとともに、農業の6次産業化や農産物のブランド化に取り組めます。また、「農」のある暮らしの豊かさを共有できるよう、子どもから大人まで、都市住民が農業に触れ合う機会の拡大を図ります。</p>	<p>165</p>
	<p>また、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した農地と税制優遇の縮小に関する「2022年問題」についても、関係部署が連携した対策を盛り込むこと。</p>	<p>第3部第2章第3節「人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造」の「現状と課題」の2つ目の▶について、以下のとおり修正する。</p> <p>▶しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地等は年々減少を続けており、加えて、生産緑地も減少していくことが予想されています。特に、見沼田圃については、遊休農地や荒地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。</p>	<p>114</p>

項目	意見	対応	ページ
<p>3 各区の特性と将来像</p>	<p>市民局が中心となって区役所とそれぞれの区の現状や課題について十分に話し合い、各区の将来像や施策展開の方向性を定めること。あわせて、各区の将来像等を定めるに当たっては、全市的な視点から定める都市づくりの基本理念等との調和も図ること。</p>	<p>第4部「各区の特性と将来像」の導入部について、次のとおり新たな記述を追加しました。</p> <p><u>1 区の特性と将来像の位置付け</u> 第4部「各区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すものです。</p> <p>「3. 構成について」の「(2)区の将来像」、「▶まちづくりのポイント」について、以下のとおり修正しました。</p> <p>▶区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。</p>	<p>168</p>
<p>4 質の高い都市経営の実現</p>	<p>市民に身近な行政サービスを提供する区役所が、独自性を発揮して地域課題に取り組むことができるよう、役割や事務の分担を見直すなど、区役所の機能強化の議論を進めること。</p>	<p>市民に身近な行政サービスを提供する区役所が独自性を発揮して地域課題に取り組めるよう、次期総合振興計画でも、区民の皆様からご意見を伺いながら区の将来像を区ごとに取りまとめたところです。</p> <p>区の将来像の実現を目指しつつ、今後も引き続き、市民の利便性に配慮してできるだけ多くの業務を区役所に取り入れるという要請と、組織の簡素化・効率性の要請とのバランスを考慮しながら、市と区の役割や事務分担について見直しを進めてまいります。</p>	<p>167～215</p>

さいたま市次期総合振興計画（素案）のパブリック・コメントの実施について

（１）策定スケジュール（予定）について

平成 30 年

- 6 月 総合政策委員会報告（次期総合振興計画の検討について）
- 1 2 月 総合政策委員会報告（次期総合振興計画策定基本方針について）

令和元年

- 9 月 総合政策委員会報告（次期総合振興計画の検討状況について）
- 1 1 月 総合振興計画審議会答申

令和 2 年

- 2 月 市の基本的計画在り方検討特別委員会報告（総合振興計画審議会の開催状況及び答申について）
- 5 月 さいたま市次期総合振興計画の在り方に関する決議議決
さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議開催
- 6 月 6 月議会素案報告
- 9 月 9 月議会議案提出

（２）パブリック・コメントの実施（予定）について

- ①実施期間 7 月 1 日（水）～31 日（木）の一か月間
- ②公表資料 さいたま市次期総合振興計画（素案）へのご意見を募集しています
さいたま市次期総合振興計画（素案）
- ③配布・周知 各区情報公開コーナーへの配置
市長記者会見
市HPへの掲載
市報 7 月号掲載
チラシ自治会回覧（7 月） など

第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

1 第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の趣旨

令和2（2020）年度で、第1期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することに伴い、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を勘案しながら、本市の人口の将来展望を示し（人口ビジョン）、第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものです。なお、第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本市の次期総合振興計画の重点戦略を兼ねるものとします。

国の第1期戦略	国の第2期戦略		
4つの基本目標	4つの基本目標	2つの横断的な目標	
① <u>地方にしごとをつくり、</u> 安心して働けるようにする	① <u>稼ぐ地域をつくるとともに、</u> 安心して働けるようにする	活躍を推進する	① 新しい時代の 流れを力にする
② 地方への新しいひとの流れをつくる	② <u>地方とのつながりを築き、</u> 地方への新しいひとの流れをつくる		
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての 希望をかなえる	③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる		
④ <u>時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを</u> <u>守るとともに、地域と地域を連携する</u>	④ <u>ひとが集う、安心して暮らすことができる</u> <u>魅力的な地域をつくる</u>		

2 人口ビジョン（次期総合振興計画素案 P23～26）

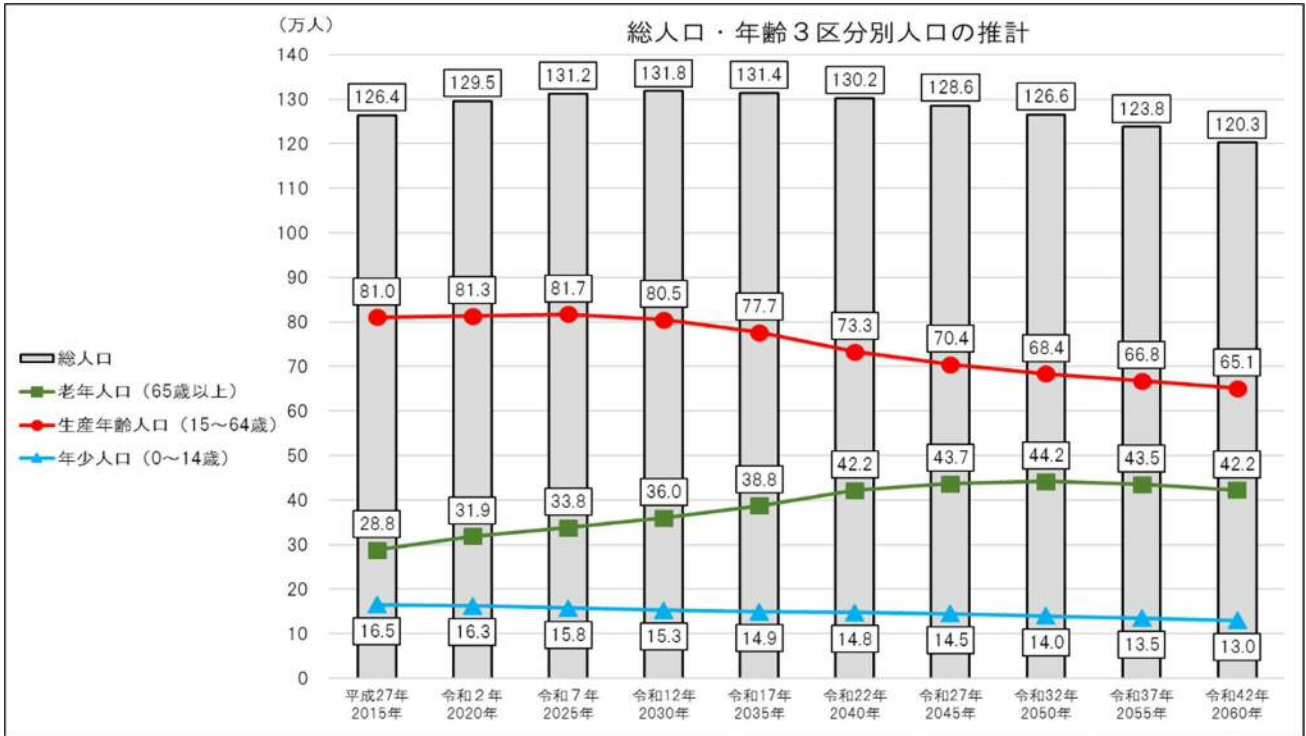
（1）「人口ビジョン」策定の趣旨

まち・ひと・しごと創生を実現する上での重要な基礎となる人口ビジョンについて、本市の将来人口を推計・分析するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度版）」を勘案しつつ、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示します。

（2）将来推計人口の分析

- ・本市の令和42（2060）年までの将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の仮定値に準拠した推計（以下「社人研準拠推計」といいます。）を行いました。
- ・現在、国全体の総人口が減少に転じている中、本市は令和12（2030）年頃までは人口が増加し、その後は減少に転じて、令和42（2060）年には120.3万まで減少する見通しです。

- ・年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は加速度的に増加を続けるため、令和42（2060）年には老年人口の割合は35.1%、生産年齢人口の割合は54.1%、年少人口の割合は10.8%と推計されます。



	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
老年人口割合 (65歳以上)	22.8%	24.6%	25.7%	27.3%	29.5%	32.4%	34.0%	34.9%	35.2%	35.1%
生産年齢人口割合 (15~64歳)	64.1%	62.8%	62.3%	61.1%	59.1%	56.3%	54.8%	54.0%	53.9%	54.1%
年少人口割合 (0~14歳)	13.1%	12.6%	12.0%	11.6%	11.4%	11.3%	11.3%	11.1%	10.9%	10.8%

(3) 目指すべき将来の方向

(2) 将来推計人口の分析を踏まえて、将来の人口減少を見据え、本市が持続可能な都市づくりを進めるため、「人口減少・超高齢時代に適応し、更なる成長・発展につなげ、将来にわたって活力ある都市」の実現を目指します。実現に当たっては、以下の施策を進め、本市独自の地方創生として具体化します。

- ・年少人口と生産年齢人口の増加による「人口の自然増」に関する施策
- ・若い世代の人口流入と定住化による「人口の社会増」に関する施策
- ・生産年齢人口の減少や、急速な老年人口の増加に対応する施策
- ・本市の強みを生かして「まち」の魅力を高めていく施策

(4) 人口の将来展望

「目指すべき将来の方向」について、本市の人口の将来を展望（展望人口）します。なお、展望人口は、合計特殊出生率と純移動率に一定の仮定値を与えて得られた結果であり、本市が実施する政策だけでこの展望人口を実現できるわけではない点に留意する必要があります。

本市の展望人口においては、総人口は今後も緩やかに増加を続け、令和 17（2035）年頃にピークを迎え、その後、緩やかに減少を始めます。また、年齢 3 区分別人口の割合では、老年人口の割合は 32.5%、生産年齢人口の割合は 54.1%、年少人口の割合は 10.8% と示しております。

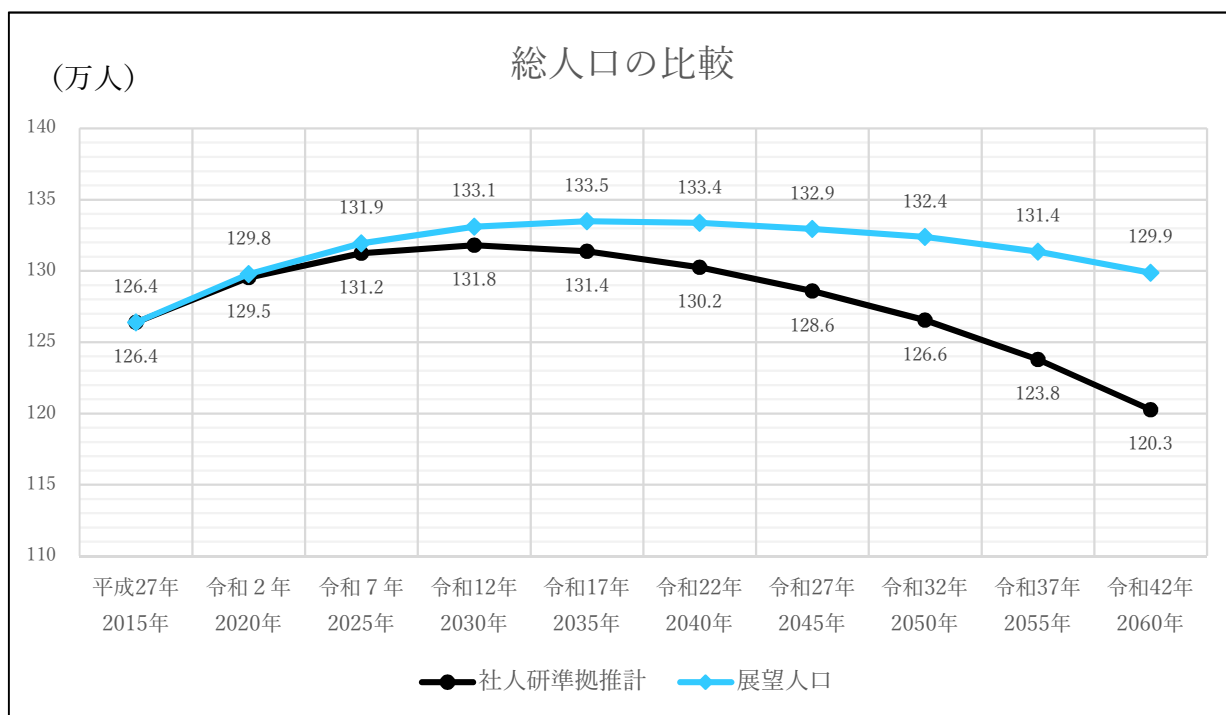
社人研準拠推計と比べると、令和 42（2060）年時点では 9.6 万人多くなり、概ね令和 2（2020）年の人口を維持します。

<展望人口の仮定値の考え方>

合計特殊出生率：令和 17（2035）年に 1.6 まで上昇し、令和 42（2060）年に国民希望出生率 1.8 まで上昇するという仮定値

純移動率：人口移動（転入・転出）については、直近の傾向を維持することとし、転入数は日本全体の人口の減少を加味した、社人研準拠推計と同様の仮定値

その他：生残率、出生性比は、社人研準拠推計と同様の仮定値とし、基準人口は平成 27 年国勢調査人口としました。



3 総合戦略（次期総合振興計画素案 P82～100）

（1）地方創生に関する本市の考え方

人口ビジョンにおける「目指すべき将来の方向」の具体化を図る上での、地方創生に関する本市の基本的な考え方について、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「4つの基本目標」と「2つの横断的な指標」を勘案し、以下のとおり定めます。

① 「住みやすさ」の向上による人口維持

若い世代に選ばれる都市として、次代を担う子ども・若者を育成する施策の推進や、本市に誇りと愛着を持ってもらえるような施策を推進することなどにより、年少人口や、生産年齢人口、定住人口が増加し、本市全体の総人口と適正な人口構造の維持につながると考えます。

② 魅力を生かした地域経済の活性化

高齢者や子育て世代の女性、障害者等、全ての世代が活躍することで、中長期的に生産年齢人口が減少する中であっても、地域経済が活性化します。また、本市の魅力を生かして、観光地やビジネスの場所としての魅力を高め、東日本全体の活性化を牽引することにより、本市のみならず、東日本全体の地方創生を図ります。

③ 新しい時代の流れへの対応

様々な分野においてA I、I o T、ロボット、自動運転など Society5.0 の実現に向けた先進技術を取り入れることで、本市の地方創生を深化させるとともに、SDG s の理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題の統合的な解決を加速させます。

（2）基本目標と基本的方向

- ・総合戦略には、まち・ひと・しごと創生に関する目標として「基本目標」を定め、その基本目標の達成に向けた施策の「基本的方向」を定めることとなっています。
- ・まち・ひと・しごと創生に関する基本目標は、次期総合振興計画の2つの重点戦略とし、施策に関する基本的方向は、重点戦略に位置づく10の戦術とします。
- ・基本目標の数値目標は次期総合振興計画の総合指標とし、重要業績評価指標（K P I）は、関連する成果指標とします。

基本目標の数値目標	さいたま市を住みやすいと感じる市民の割合	(参考)
	さいたま市に住み続けたいと感じる市民の割合	
		(さいたま市民意識調査)

**重点戦略 1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略
～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～**

戦術 1 先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造

重点ポイント① 首都圏有数の自然環境の活用

重点ポイント② 脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開

- < K P I > ・見沼田圃に魅力を感じる市民の割合 (参考)
- ・水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合
 - ・市民1人(1世帯)当たりの温室効果ガス排出量
 - ・市域の再生可能エネルギーなどの導入量

戦術 2 一人ひとりが“健幸”を実感できるスマートウェルネスシティの創造

重点ポイント① ライフスタイルやライフステージに応じた「健幸」づくり

- < K P I > ・健康寿命 (参考)

戦術 3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造

重点ポイント① スポーツの力を生かしたまちの活性化

重点ポイント② 生涯スポーツの振興

- < K P I > ・本市を「スポーツの盛んなまち」と感じている市民の割合 (参考)
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率
 - ・児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率(学校の体育の授業を除く)

戦術 4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造

重点ポイント① 未来を拓くさいたま教育で子どもの力を伸ばす

- < K P I > ・全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、 (参考)
本市と大都市平均との比較
- ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合
 - ・「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合
 - ・「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合

戦術5 ヒト・モノ・情報呼び込み、東日本の未来を創る対流拠点都市の創造

重点ポイント① 国際的な結節機能の充実

重点ポイント② 対流拠点機能の集積強化

重点ポイント③ 強い産業力の創出

重点ポイント④ 広域防災拠点機能の強化

- < K P I > ・都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合 (参考)
- ・都心・副都心の駅の1日当たりの乗降客数 (定期利用者を除く)
 - ・さいたま市の交通の利便性に関する満足度
 - ・東日本の都市を身近に感じる市民の割合
 - ・入込観光客数
 - ・企業立地件数
 - ・国内の販路拡大に向けた商談件数
 - ・海外の販路拡大に向けた商談件数

重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり

重点ポイント① すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

重点ポイント② 心身ともに健康的で安心して長生きできるまちづくり

- < K P I > ・妊娠・出産について満足している者の割合 (参考)
- (妊娠期から産後早期に助産師・保健師等の専門職からの指導やケアを十分に受けられた者の割合)
- ・安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合
 - ・子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合
 - ・「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
 - ・75歳～79歳の介護認定率
 - ・介護認定者の維持・軽度化した割合

戦術2 激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり

重点ポイント① 経営革新と経営基盤強化

重点ポイント② 地域経済を支える人材展開の強化

< K P I > ・法人市民税（法人税割）の納税義務者数 （参考）
・商店街に魅力を感じる人の割合
・市民の就業率

戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり

重点ポイント① 災害に強い防災まちづくり

重点ポイント② 安心して暮らすことができる魅力ある都市の実現

< K P I > ・建物の耐震化、道路の整備、河川の改修など、災害に強い （参考）
まちづくりが進んでいると感じる市民の割合
・日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合
・消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合
・交通事故件数
・刑法犯認知件数

戦術4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現

重点ポイント① 環境に配慮したライフスタイルへの転換

< K P I > ・市民1人1日当たりのごみの総排出量(g) （参考）
・身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる
市民の割合

戦術5 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

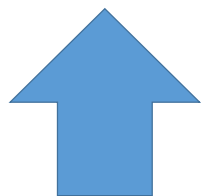
重点ポイント① 誰もが生き生きと活躍できる地域共生社会の実現

重点ポイント② 多彩なコミュニティづくり

< K P I > ・人権が尊重されていると感じている市民の割合 （参考）
・外国人にとって暮らしやすいまちであると感じる市民（外国人市民を
含む）の割合
・「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると
感じる」と答えた市民の割合
・地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている
市民の割合

<参考> 総合戦略と重点戦略の一体化のイメージ

より多くの市民が「住みやすい」、「住み続けたい」と感じることができるよう、
将来も持続可能な都市として成長・発展します



	地方創生に関する本市の考え方		
	住みやすさの向上による人口維持	魅力を生かした地域経済の活性化	新しい時代の流れに対応する
重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略 ～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～			
戦術1 先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造	●		●
戦術2 一人ひとりが“健幸”を実感できる スマートウェルネスシティの創造		●	●
戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造		●	●
戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造	●		●
戦術5 ヒト・モノ・情報を呼び込み、 東日本の未来を創る対流拠点都市の創造		●	●
重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略			
戦術1 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり	●	●	●
戦術2 激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり		●	●
戦術3 災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり	●		●
戦術4 環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現	●		●
戦術5 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり	●		●